

京都市教育委員会教育長訓令甲第 10 号

事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成 18 年 3 月 30 日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第 2 条総務部の款教育環境整備室整備室の項第 5 号中「事務局及び学校その他の教育機関」を「学校」に改め、同項第 20 号中「及び京都御池中学校・複合施設建設室の」を削り、同款京都御池中学校・複合施設建設室の項を削る。

第 2 条指導部の款学校指導課の第 15 号「課内、工業高校改革推進室及び音楽高校改革推進室」を「課内及び工業高校改革推進室」に改め、同号を同項第 16 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(15) スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室及び音楽高校改革推進・建設室の物品会計事務に関すること。

第 2 条指導部の款音楽高校改革推進室の項を次のように改める。

音楽高校改革推進・建設室

(1) 音楽高校の改革の推進に係る企画及び立案に関すること。

(2) 音楽高校の建設及び整備に関すること。

(3) 音楽高校の改革推進・建設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 室内の庶務に関すること。

第 2 条指導部の款音楽高校改革推進室の項の次に次の 1 項を加える。

教員養成支援室

(1) 京都教師塾その他教員養成の支援に係る事業の企画・立案及び実施に関すること。

(2) 学生ボランティア、インターンシップに関すること。

(3)教員養成に係る諸事業の推進支援に関すること。

(4)教員養成の支援に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(5)室内の庶務に関すること。

第2条指導部の款生徒指導課の項第11号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11)不登校の児童及び生徒の教育に関すること。

(12)教育相談総合センターに関すること。

#### 附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)